平成２７年（フ）第４２８号
新潟市中央区南浜通１番町373番地３　チサンマンション南浜102号、前住所新潟市中央区二葉町２丁目5167番地１
債務者　安川　玲奈
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４２９号
新潟市西区寺尾台３丁目13番12号　コーポひらやま102号
債務者　曽原　憲治
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６６号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪6227番地11
債務者　城内　　睦
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後１時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第１９２２号
愛知県瀬戸市原山町５番地の１　ＣＵＢＥ19307
債務者　落合　重美
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６９号
大津市青山７丁目１番９号
債務者　隅田　珠生（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６８８号
兵庫県西宮市神原４番７―111号
債務者　吉田　正子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１１号
広島県福山市西深津町３丁目５番８号　メゾンラファイエット203
債務者　福本　知歩
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１７４号
徳島県名西郡石井町浦庄字下浦572番地、旧住所徳島県徳島市佐古四番町９番４号
債務者　林　　宏一
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４５８号
大分市大手町１丁目１番10号（コーポ大手町301）
債務者　猪原由希絵
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５１号
宮崎県日南市南郷町中村甲3160番地９
債務者　山本　達也
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第５８８号
北九州市小倉北区新高田２丁目22番37号
債務者　荒瀬　佳子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６２０号
北九州市八幡西区鷹の巣２丁目11番10―201号
債務者　花垣　克彦
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６４０号
北九州市小倉北区篠崎２丁目46番６―807号
債務者　岸本　早苗（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６６０号
北九州市八幡東区大蔵２丁目６番４号
債務者　種子田茉利江（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５７７号
千葉県松戸市大橋68番地　アロージョ301号
債務者　田頭　鉄也
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６４８号
千葉県流山市南流山２丁目４番地の６　ハイホーム流山902
債務者　宮崎　知幸
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６８５号
千葉県松戸市牧の原２番地の５　牧の原公団住宅１街区21棟1102号
債務者　白川　芳明
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部